

2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設

2.10.1 基本設計

2.10.1.1 設置の目的

放射性固体廃棄物や事故後に発生した瓦礫等の放射性固体廃棄物等の管理施設は、作業員の被ばく低減、公衆被ばくの低減及び安定化作業の安全確保のために、放射性固体廃棄物等を適切に管理することを目的として設置する。

2.10.1.2 要求される機能

放射性固体廃棄物等の処理・貯蔵にあたっては、その廃棄物の性状に応じて、適切に処理し、十分な保管容量を確保し、遮蔽等の適切な管理を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

2.10.1.3 設計方針

(1) 貯蔵設備

放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫、サイトバンカ、使用済燃料プール、使用済燃料共用プール、使用済樹脂貯蔵タンク、造粒固化体貯槽等に貯蔵、または保管する設計とする。

発電所敷地内において、今回の地震、津波、水素爆発による瓦礫や放射性物質に汚染した資機材、除染を目的に回収する土壌等の瓦礫類は、固体廃棄物貯蔵庫、屋外等に一時保管エリアを設定し、一時保管する。

伐採木は、屋外の一時保管エリアに一時保管する。

使用済保護衣等は、固体廃棄物貯蔵庫、屋外の一時保管エリアに一時保管する。

(2) 被ばく低減

放射性固体廃棄物の管理施設は、作業員及び公衆の被ばくを達成できる限り低減できるように、必要に応じて十分な遮蔽を行う設計とする。

瓦礫等の管理施設については、保管物の線量に応じた適切な遮蔽や設置場所を考慮することにより、被ばく低減を図る設計とする。

(3) 飛散等の防止

放射性固体廃棄物の管理施設は、処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。

瓦礫等の管理施設については、発電所敷地内の空間線量率を踏まえ、周囲への汚染拡大の影響の恐れのある場合には、容器、固体廃棄物貯蔵庫、覆土式一時保管施設に収納、またはシートによる養生等を実施する。

(4) 貯蔵能力

放射性固体廃棄物や事故後に発生した瓦礫等を適切に管理するため、今後の発生量に応じて保管場所を計画的に追設し、保管容量を十分に確保する（Ⅲ. 3. 2. 1 参照）。

(5) 津波への対応

固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫等一時保管エリア（1カ所除く）は、アウターライズ津波が到達しないと考えられる標高の高い場所に設置されている。また、敷地北側の標高の低い1カ所（T.P.+約11m）の一時保管エリアについてもアウターライズ津波が遡上しないことを確認している。

サイトバンカ、使用済燃料プール、使用済燃料共用プール、使用済樹脂貯蔵タンク、造粒固化体貯槽等の貯蔵設備についても仮設防潮堤によりアウターライズ津波が遡上しないことを確認している（Ⅲ. 3. 1. 3 参照）。

(6) 外部人為事象への対応

外部人為事象に対する設計上の考慮については、発電所全体の外部人為事象の対応に従う（Ⅱ. 1. 14 参照）。

(7) 火災への対応

火災に対する設計上の考慮については、発電所全体の火災への対応に従う（Ⅲ. 3. 1. 2 参照）。

2. 10. 1. 4 主要な設備

(1) 固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）

固体廃棄物貯蔵庫は、原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書に基づく設備であり、1～6号機で発生したドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物であるドラム缶等の他、使用済保護衣等や原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書にて許可されていない瓦礫類を一時保管する。

瓦礫類は、材質により可能な限り分別し、容器に収納して一時保管エリアとしての固体廃棄物貯蔵庫内に一時保管する。また、容器に収納できない大型瓦礫類は、飛散抑制対策を講じて一時保管する。

固体廃棄物貯蔵庫は、第1棟～第8棟の8つの棟からなり、第6棟～第8棟については、地上1階、地下2階で構成している。固体廃棄物貯蔵庫に一時保管する瓦礫類のうち、目安線量として表面30mSv/hを超える高線量の瓦礫類は地下階に保管する。地下階に高線量の瓦礫類を保管した場合には、コンクリート製の1階の床及び天井や壁による遮蔽効果により固体廃棄物貯蔵庫表面またはエリア境界の線量は十分低減されるが、この場合には、固体廃棄物貯蔵庫表面またはエリア境界において法令で定められた管理区域の設定基準線量（1.3mSv/3ヶ月（2.6 μ Sv/h）以下）を満足するよう運用管理を実施す

る。ただし、バックグラウンド線量の影響を除く。なお、最大線量と想定している表面線量率 10Sv/h の瓦礫類を地下 2 階一面に収納したと仮定した場合でも、固体廃棄物貯蔵庫建屋表面線量率は約 $4 \times 10^{-7} \mu\text{Sv/h}$ となり、法令で定められた管理区域の設定基準線量を満足することを評価し、確認している。

震災後の固体廃棄物貯蔵庫の建物調査の結果、第 1 棟については屋根や壁、柱の一部、第 2 棟については柱の一部に破損があり、第 3 棟と第 4 棟については、床の一部に亀裂がみられるため、工事計画認可申請書記載の機能を満足するよう復旧し使用していく。第 1 棟、第 3 棟の復旧工事は概ね終了しており、第 2 棟、第 4 棟は平成 27 年中に復旧する予定である。第 5 棟～第 8 棟については、大きな損傷はみられない。

また、固体廃棄物貯蔵庫の第 1 棟～第 8 棟のうち、第 4 棟～第 8 棟については遮蔽機能、第 5 棟～第 8 棟については耐震性を以下の工事計画認可申請書により確認している。

- 第 1 棟 建設時第 1 7 回工事計画認可申請書 (45 公第 3715 号 昭和 45 年 5 月 11 日認可)
- 第 2 棟 建設時第 1 9 回工事計画認可申請書 (47 公第 577 号 昭和 47 年 2 月 28 日認可)
- 第 3 棟 建設時第 1 5 回工事計画認可申請書 (48 資庁第 1626 号 昭和 48 年 10 月 22 日認可)
- 第 4 棟 建設時第 1 4 回工事計画認可申請書 (50 資庁第 12545 号 昭和 51 年 1 月 31 日認可)
建設時第 2 1 回工事計画軽微変更届出書 (総官第 860 号 昭和 51 年 11 月 4 日届出)
建設時第 2 5 回工事計画軽微変更届出書 (総官第 1293 号 昭和 52 年 2 月 7 日届出)
- 第 5 棟 工事計画認可申請書 (平成 11・09・06 資第 11 号 平成 11 年 10 月 6 日認可)
建設時第 1 4 回工事計画認可申請書 (51 資庁第 11247 号 昭和 51 年 10 月 22 日認可)
建設時第 2 1 回工事計画軽微変更届出書 (総官第 1341 号 昭和 52 年 2 月 15 日届出)
- 第 6 棟 建設時第 1 4 回工事計画認可申請書 (52 資庁第 2942 号 昭和 52 年 4 月 12 日認可)
- 第 7 棟 工事計画認可申請書 (55 資庁第 9548 号 昭和 55 年 8 月 28 日認可)
工事計画軽微変更届出書 (総文発官 56 第 430 号 昭和 56 年 6 月 26 日届出)
- 第 8 棟 工事計画認可申請書 (56 資庁第 14021 号 昭和 56 年 11 月 30 日認可)

(2) サイトバンカ

サイトバンカは、原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書に基づく設備であり、1～6 号機で発生した原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等を保

管する。ただし、サイトバンクに保管する前段階において、原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は使用済燃料プールに貯蔵するか、原子炉内で照射されたチャンネルボックス等は運用補助共用施設内の使用済燃料共用プールに貯蔵する。

また、構造強度及び耐震性については、以下の工事計画認可申請書等により確認している。

工事計画認可申請書（53 資庁第 7311 号 昭和 53 年 8 月 18 日認可）

工事計画軽微変更届出書（総文発官 53 第 994 号 昭和 53 年 11 月 4 日届出）

(3) 使用済樹脂、フィルタスラッジ、濃縮廃液（造粒固化体（ペレット））の貯蔵設備

使用済樹脂、フィルタスラッジ、濃縮廃液（造粒固化体（ペレット））の貯蔵設備は、原子炉設置許可申請書、工事計画認可申請書に基づく設備であり、1～5号機廃棄物処理建屋（廃棄物地下貯蔵設備建屋を含む）、6号機原子炉建屋付属棟、廃棄物集中処理建屋、運用補助共用施設内にある使用済樹脂貯蔵タンク、地下使用済樹脂貯蔵タンク、機器ドレン廃樹脂タンク、廃スラッジ貯蔵タンク、地下廃スラッジ貯蔵タンク、沈降分離タンク、造粒固化体貯槽等である。

現状において1～4号機廃棄物処理建屋及び廃棄物集中処理建屋設置分については、水没や汚染水処理設備の設置等により高線量となっており貯蔵設備へアクセスできないが、仮に放射性廃液等が漏えいしたとしても滞留水に対する措置により系外へ漏えいする可能性は十分低く抑えられている（I.2.3.7、II.2.6参照）。

なお、点検が可能な液体廃棄物処理系または5、6号機のタンク等については、定期的に外観点検または肉厚測定等を行い、漏えいのないことを確認することにより、当該貯蔵設備の状態を間接的に把握する。

今後、滞留水の処理状況が進み、環境が改善されれば確認を実施していく。

6号機原子炉建屋付属棟の地下を除いた5号機廃棄物処理建屋、6号機原子炉建屋付属棟及び運用補助共用施設の貯蔵設備については、大きな損傷がないこと並びに工事計画認可申請書等により構造強度、耐震性及び建屋内壁による遮蔽機能を確認している。

6号機原子炉建屋付属棟の地下は、滞留水により没水しアクセスできないことから、貯蔵設備に対する滞留水の影響について確認しており（II.2.33 添付資料-3参照）、今後、滞留水の処理状況が進み、環境が改善されれば確認を実施していく。

主要な設備・機器について以下に示す。

a. 5号機

(a) 廃棄物地下貯蔵設備使用済樹脂貯蔵タンク

工事計画認可申請書（57資庁第13908号 昭和57年11月9日認可）

(b) 廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ貯蔵タンク

工事計画認可申請書（57資庁第13908号 昭和57年11月9日認可）

(c) 液体・固体廃棄物処理系浄化系スラッジ放出混合ポンプ

建設時第3回工事計画認可申請書（47公第11378号 昭和48年2月19日認可）

- 建設時第 9 回工事計画変更認可申請書 (49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可)
建設時第 2 3 回工事計画変更認可申請書 (52資庁第519号 昭和52年3月1日認可)
- (d) 液体・固体廃棄物処理系浄化系スラッジブースタポンプ
建設時第 3 回工事計画認可申請書 (47公第11378号 昭和48年2月19日認可)
建設時第 9 回工事計画変更認可申請書 (49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可)
建設時第 2 3 回工事計画変更認可申請書 (52資庁第519号 昭和52年3月1日認可)
- (e) 液体・固体廃棄物処理系床ドレン系廃スラッジサージポンプ
建設時第 3 回工事計画認可申請書 (47公第11378号 昭和48年2月19日認可)
建設時第 9 回工事計画変更認可申請書 (49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可)
建設時第 2 3 回工事計画変更認可申請書 (52資庁第519号 昭和52年3月1日認可)
建設時第 2 8 回工事計画軽微変更届出書 (総官第303号 昭和52年5月30日届出)
- (f) 液体・固体廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク
建設時第 3 回工事計画認可申請書 (47公第11378号 昭和48年2月19日認可)
建設時第 9 回工事計画変更認可申請書 (49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可)
- (g) 液体・固体廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク
建設時第 3 回工事計画認可申請書 (47公第11378号 昭和48年2月19日認可)
建設時第 8 回工事計画軽微変更届出書 (総官第534号 昭和49年7月29日届出)
建設時第 9 回工事計画変更認可申請書 (49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可)
建設時第 2 3 回工事計画変更認可申請書 (52資庁第519号 昭和52年3月1日認可)
- (h) 液体・固体廃棄物処理系機器ドレン系廃スラッジサージタンク
建設時第 3 回工事計画認可申請書 (47公第11378号 昭和48年2月19日認可)
建設時第 4 回工事計画軽微変更届出書 (総官第1375号 昭和49年1月30日届出)
建設時第 9 回工事計画変更認可申請書 (49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可)
- (i) 液体・固体廃棄物処理系床ドレン系廃スラッジサージタンク
建設時第 3 回工事計画認可申請書 (47公第11378号 昭和48年2月19日認可)
建設時第 4 回工事計画軽微変更届出書 (総官第1375号 昭和49年1月30日届出)
建設時第 9 回工事計画変更認可申請書 (49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可)
- (j) 液体・固体廃棄物処理系原子炉冷却材浄化系廃樹脂貯蔵タンク
建設時第 3 回工事計画認可申請書 (47公第11378号 昭和48年2月19日認可)
建設時第 4 回工事計画軽微変更届出書 (総官第1375号 昭和49年1月30日届出)
建設時第 9 回工事計画変更認可申請書 (49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可)
- (k) 液体・固体廃棄物処理系廃スラッジ貯蔵タンク
建設時第 3 回工事計画認可申請書 (47公第11378号 昭和48年2月19日認可)
建設時第 9 回工事計画変更認可申請書 (49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可)
- (l) 液体・固体廃棄物処理系フェイズセパレータ
建設時第 3 回工事計画認可申請書 (47公第11378号 昭和48年2月19日認可)
建設時第 4 回工事計画軽微変更届出書 (総官第1375号 昭和49年1月30日届出)

建設時第9回工事計画変更認可申請書（49資庁第15900号 昭和50年3月10日認可）
(m) 廃棄物地下貯蔵設備建屋

工事計画認可申請書（57資庁第13908号 昭和57年11月9日認可）

(n) 廃棄物処理建屋内壁

建設時第30回工事計画軽微変更届出書（総官第961号 昭和52年10月8日届出）

b. 6号機

(a) 液体固体廃棄物処理系原子炉浄化系フィルタスラッジ貯蔵タンク

建設時第4回工事計画認可申請書（49資庁第21657号 昭和50年2月5日認可）

(b) 液体固体廃棄物処理系機器ドレンフィルタスラッジ貯蔵タンク

建設時第4回工事計画認可申請書（49資庁第21657号 昭和50年2月5日認可）

(c) 液体固体廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク

建設時第4回工事計画認可申請書（49資庁第21657号 昭和50年2月5日認可）

(d) 液体固体廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク

建設時第4回工事計画認可申請書（49資庁第21657号 昭和50年2月5日認可）

建設時第7回工事計画変更認可申請書（51資庁第9100号 昭和51年10月8日認可）

(e) 廃棄物処理建屋内壁

建設時第16回工事計画認可申請書（53資庁第5742号 昭和53年6月27日認可）

(4) 覆土式一時保管施設

一時保管エリアの中に設置する覆土式一時保管施設には、瓦礫類を一時保管することができる。

覆土式一時保管施設は、線量低減対策として覆土による遮蔽機能を有する一時保管施設である。

覆土式一時保管施設は、地面を掘り下げ、底部にベントナイトシート、遮水シート、保護土を設置し、瓦礫類を収納して上から保護シート、緩衝材、遮水シート、土で覆う構造である。遮水シートにより雨水等の浸入を防止し、飛散、地下水汚染を防止する。また、保管施設内に溜まった水をくみ上げる設備を設ける。

なお、覆土式一時保管施設に用いる遮水シートは、覆土の変形並びに地盤変状に追従できるように、引張伸び率が大きいものを使用する。

覆土による遮蔽機能が万が一損傷した場合には、損傷の程度に応じて、遮蔽の追加、施設の修復や瓦礫類の取り出しを行う。

(5) 伐採木一時保管槽

一時保管エリアの中に設置する伐採木一時保管槽には、伐採木を一時保管することができる。

伐採木一時保管槽は、防火対策や線量低減対策として覆土をする一時保管槽である。

火災に対しては、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例を考慮している。

伐採木一時保管槽は、擁壁または築堤等にて保管槽を設置し、収納効率を上げるために伐採木（枝葉根）を減容し保管槽に収納して、保護シート、土、遮水シートで覆う構造である。また、伐採木（枝葉根）は、保管中の腐食による沈下を考慮する。

なお、伐採木一時保管槽に用いる遮水シートは、覆土の変形に追従できるよう、引張伸び率が大きいものを使用する。

覆土による遮蔽機能が万が一損傷した場合には、損傷の程度に応じて、遮蔽の追加、保管槽の修復や伐採木の取り出しを行う。

(6) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟

固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、固体廃棄物貯蔵庫第8棟の西側に位置する鉄筋コンクリート造で、平面が約125m（東西方向）×約48m（南北方向）、地上高さが約9mの建物及び平面が約27m（東西方向）×約33m（南北方向）、地上高さが約15mの建物から成り、共に地上2階、地下2階である。

1～6号機で発生したドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物であるドラム缶等及び雑固体廃棄物焼却設備より発生する焼却灰を保管する。

瓦礫類は、材質により可能な限り分別し、容器に収納して一時保管する。また、容器に収納できない大型瓦礫類は、飛散抑制対策を講じて一時保管する。

放射性固体廃棄物等からの放射線に対し、放射線業務従事者等を保護するため、また、敷地周辺の線量を達成できる限り低減するため、コンクリート製の壁及び天井により遮蔽を行う。

(7) 固体廃棄物貯蔵庫第10棟

固体廃棄物貯蔵庫第10棟は、廃炉作業で発生する瓦礫類を収納した容器を保管する建屋と換気空調設備及び電気設備等を設置する別棟で構成され、建屋は、大型廃棄物保管庫の西側に位置する鉄骨造で、平面が約50m（東西方向）×約90m（南北方向）、地上高さが約20mの建物が2棟及び平面が約50m（東西方向）×約180m（南北方向）、地上高さが約20mの建物が1棟から成り、共に地上1階である。

瓦礫類を収納した容器からの放射線に対し、放射線業務従事者等を保護するため、また、敷地周辺の線量を合理的に達成可能な限り低減するため、コンクリート製の壁及び貯蔵容器上部に設置する遮蔽蓋により遮蔽を行うとともに、比較的線量の低い瓦礫類を収納した容器を適切に配置する。

換気空調設備は、送風機、排風機、排気フィルタユニット等で構成する。

送風機、排風機は50%容量のもの2台で構成し、送風機より建屋内に供給された空気は、建屋内で発生する粉じんを排気フィルタユニットで除去した後、排風機により大気に放出する。

2.10.2 基本仕様

2.10.2.1 主要仕様

(1) 固体廃棄物貯蔵庫（第1棟～第8棟）（1～6号機共用）

棟数：8

容量：約284,500本（ドラム缶相当）

(2) サイトバンカ（1～6号機共用）

基数：1

容量：約4,300m³

(3) 覆土式一時保管施設

大きさ：約80m×約20m

高さ：約5m（最大）

設置個数：4

保管容量：約4000m³/箇所

上部：覆土（厚さ1m以上）、遮水シート、緩衝材、保護シート

底部、法面部：保護土、遮水シート、ベントナイトシート

(4) 伐採木一時保管槽

大きさ：1槽あたり、200m²以内

高さ：約3m

保管容量：1槽あたり、約600m³以内

上部：遮水シート、覆土（厚さ0.5m以上）、保護シート

槽間の離隔距離：2m以上

(5) 固体廃棄物貯蔵庫第9棟（1～6号機共用）

大きさ：約125m（東西方向）×約48m（南北方向）、地上高さ約9m

約27m（東西方向）×約33m（南北方向）、地上高さ約15m

棟数：1

容量：約61,200m³（ドラム缶約110,000本相当）

(6) 固体廃棄物貯蔵庫第10棟（1～6号機共用）

i. 貯蔵エリア

大きさ：約50m（東西方向）×約90m（南北方向）、地上高さ約20m、2棟

約50m（東西方向）×約180m（南北方向）、地上高さ約20m、1棟

棟数：3

容量：約146,000m³

ii. 換気空調設備

a. 10-A/10-B

(a) 送風機

容 量	21,000m ³ /h/基
基 数	2

(b) 排気フィルタユニット

容 量	42,000m ³ /h/基
基 数	1

(c) 排風機

容 量	21,000m ³ /h/基
基 数	2

b. 10-C

(a) 送風機

容 量	21,000m ³ /h/基
基 数	2

(b) 排気フィルタユニット

容 量	42,000m ³ /h/基
基 数	1

(c) 排風機

容 量	21,000m ³ /h/基
基 数	2

補助遮蔽：

種類			主要寸法 (mm)	冷却 方法	材料	
補助遮蔽	固体廃棄物貯蔵庫第9棟	貯蔵室	天井 (地下2階)	300	自然 冷却	普通コンクリート (密度 2.1g/cm ³ 以上)
			北壁 (地下1階)	650		
			西壁 (地下1階)	650		
			南壁 (地下1階)	600		
			天井 (地下1階)	300		
			北壁 (1階)	650		
			西壁 (1階)	650		
			南壁 (1階)	500		
			天井 (1階)	300		
			北壁 (2階)	400		
			西壁 (2階)	400		
			南壁 (2階)	200		

種類		主要寸法 (mm)	冷却 方法	材料		
補助遮蔽	固体廃棄物貯蔵庫第9棟	天井 (地下2階)	600	自然 冷却	普通コンクリート (密度 2.1g/cm ³ 以上)	
		北壁 (地下1階)	600			
		北壁 (1階)	600			
		西壁 (1階)	300			
		南壁 (1階)	300			
		北壁 (2階)	300			
		西壁 (2階)	300			
		南壁 (2階)	300			
		ハンドリン グエリア				
		排気機械室	北壁 (屋上階)			300
			西壁 (屋上階)			300
	南壁 (屋上階)		300			
天井 (屋上階)	300					

種類			主要寸法 (mm)	冷却 方法	材料	
補助遮蔽	固体廃棄物貯蔵庫第10棟	10-A 貯蔵庫	遮蔽蓋 (1階)	500	自然 冷却	普通コンクリート (密度 2.15g/cm ³ 以上)
			西壁 (1階)	300		
			南壁 (1階)	300		
		10-B 貯蔵庫	遮蔽蓋 (1階)	500		
			西壁 (1階)	300		
			南壁 (1階)	300		
		10-C 貯蔵庫	遮蔽蓋 (1階)	500		
			西壁 (1階)	300		
			南壁 (1階)	300		

2.10.3 添付資料

- 添付資料－1 覆土式一時保管施設の主要仕様
- 添付資料－2 覆土式一時保管施設の仕様と安全管理
- 添付資料－3 伐採木一時保管槽の主要仕様
- 添付資料－4 伐採木一時保管槽の仕様と安全管理
- 添付資料－5 放射性固体廃棄物等の管理施設設置工程
- 添付資料－6 放射性固体廃棄物等の管理施設に係る確認項目
- 添付資料－7 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の全体概要図
- 添付資料－8 固体廃棄物貯蔵庫第9棟平面図
- 添付資料－9 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の構造強度に関する検討結果
- 添付資料－10 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面
- 添付資料－11 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面
- 添付資料－12 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の火災防護に関する説明書並びに消火設備の取付箇所を明示した図面
- 添付資料－13 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮蔽の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書
- 添付資料－14 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の補助遮蔽に関する構造図
- 添付資料－15 固体廃棄物貯蔵庫第9棟に係る確認事項
- 添付資料－16 一時保管エリア A1, A2 仮設保管設備（テント）解体
- 添付資料－17 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の換気空調設備概略系統図
- 添付資料－18 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の全体概要図
- 添付資料－19 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の平面図
- 添付資料－20 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の換気空調設備に係る機器の配置を明示した図面
- 添付資料－21 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の構造強度に関する検討結果
- 添付資料－22 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面
- 添付資料－23 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面
- 添付資料－24 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の火災防護に関する説明書及び消火設備の取付箇所を明示した図面
- 添付資料－25 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の遮蔽に関する構造図
- 添付資料－26 固体廃棄物貯蔵庫第10棟に係る確認事項

放射性固体廃棄物等の管理施設設置工程

設備	平成27年					平成28年												平成29年												平成30年		
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
覆土式一時保管施設						1 槽目, 2 槽目は、覆土完了																										
						3 槽目 (平成30年8月 覆土完了予定)																										
						4 槽目 (平成31年5月 覆土完了予定)																										
伐採木一時保管槽						伐採木一時保管槽設置, 伐採木搬入																										
固体廃棄物貯蔵庫第9棟						固体廃棄物貯蔵庫第9棟設置																										

設備	令和4年												令和5年												令和6年							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
固体廃棄物貯蔵庫第10棟													固体廃棄物貯蔵庫第10棟設置																			

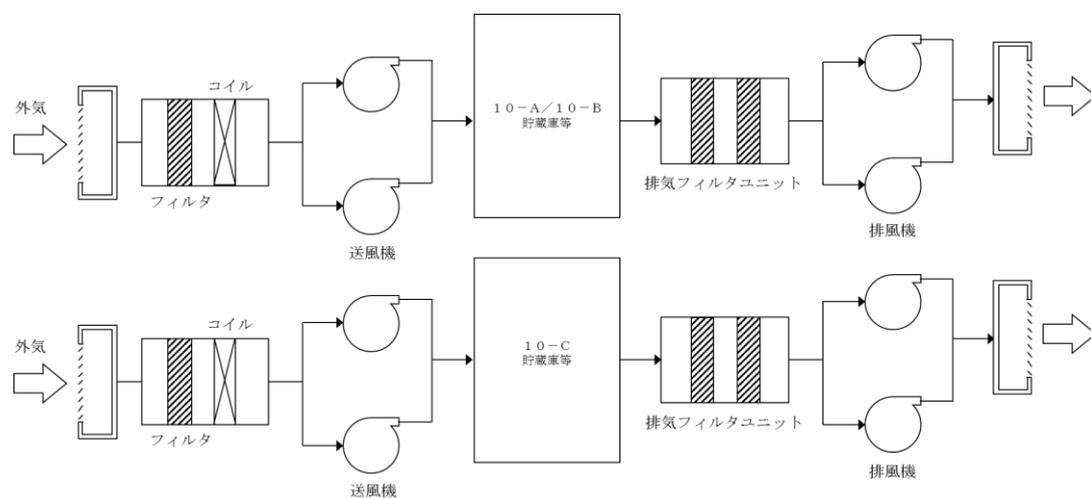


図-1 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の換気空調設備概略系統図



図-1 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の全体概要図

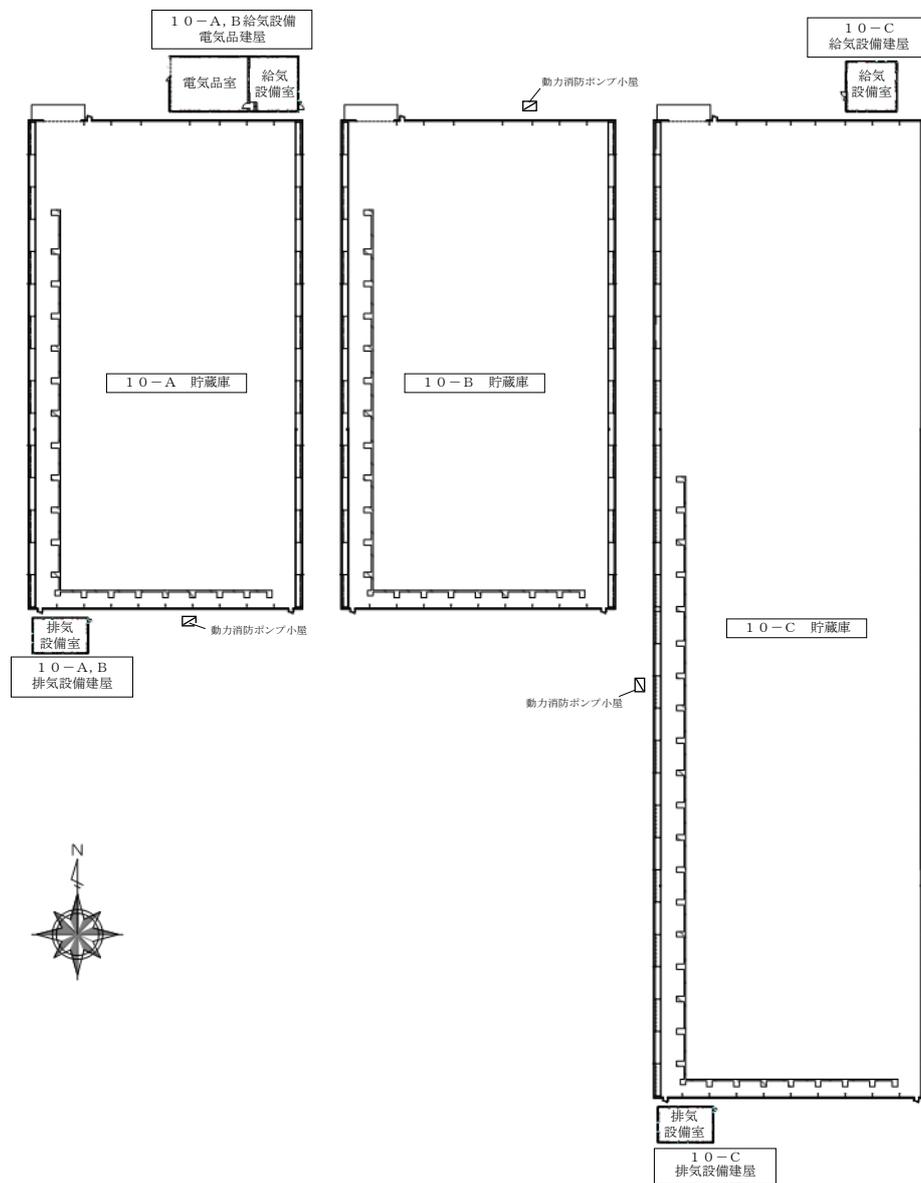


図-1 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の平面図

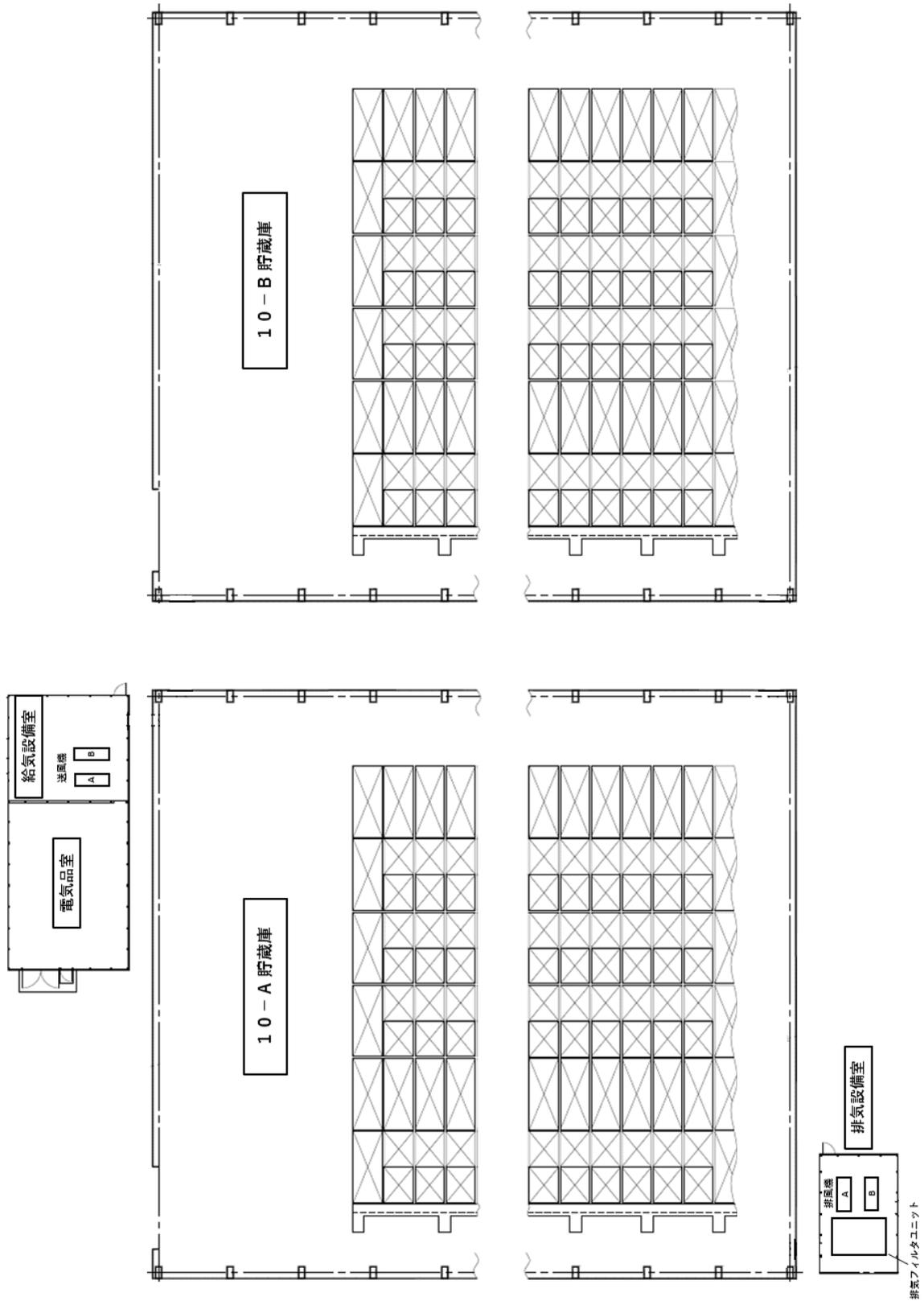


図-1 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の換気空調設備に係る機器の配置を明示した図面(10-A/10-B)

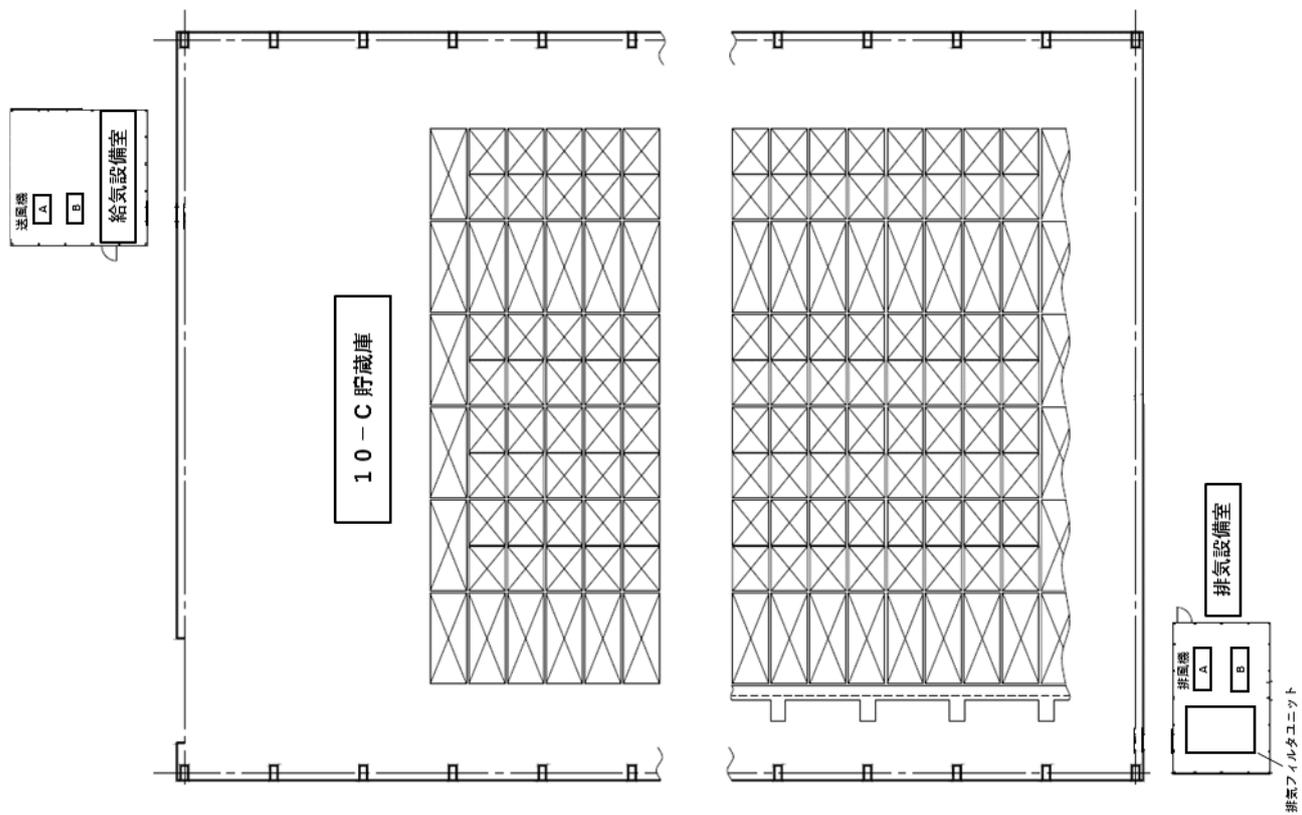


図-2 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の換気空調設備に係る機器の配置を明示した図面（10-C）

固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の構造強度に関する検討結果

1. 固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟（10-A, 10-B）の構造強度に関する検討結果

1.1. 建屋の耐震性評価

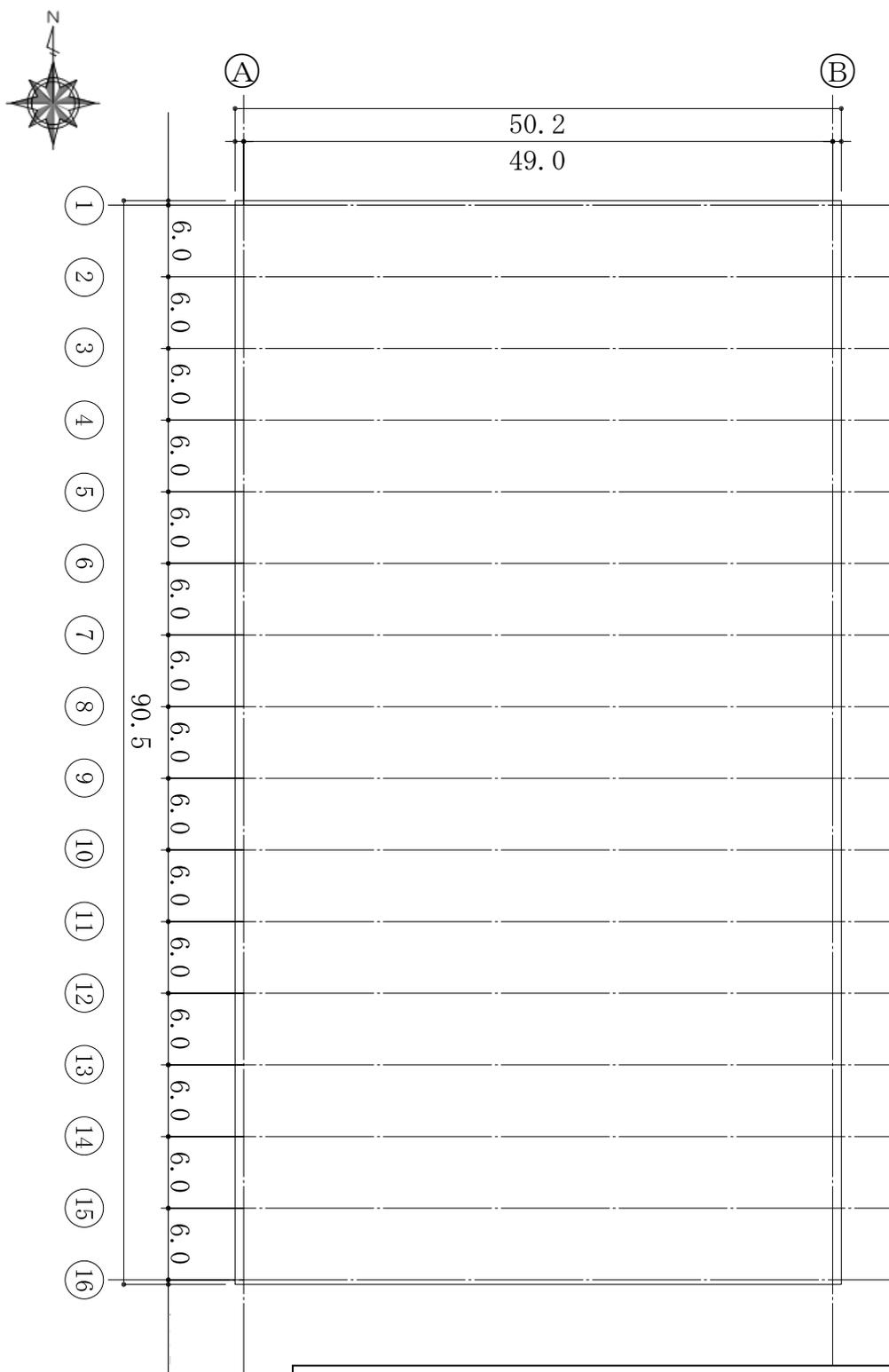
1.1.1 評価方針

建屋は、その安全機能の重要度、地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響（公衆への被ばく影響）や廃炉活動への影響度を考慮した上で、核燃料物質を非密封で扱う燃料加工施設や使用施設等における耐震クラス分類を参考にして適切な耐震設計上の区分を行うとともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計とする。なお、設計は建築基準法に準拠し、積雪荷重及び風荷重についても評価する。

建屋は、鉄骨造の地上 1 階で、平面が 50.2m(EW)×90.5m(NS)であり、地上高さは 18.40m(水鉄骨天端レベル)である。

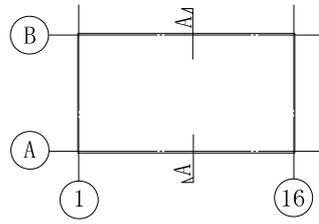
建屋は、基礎梁を設けないべた基礎で、改良地盤を介して設置する。建屋の平面図及び断面図を図-1～図-3 に示す。

建屋に加わる地震時の水平力は、大梁、柱及びブレースからなるラーメン構造で負担する。耐震性の評価は、地震層せん断力係数として $1.0 \cdot C_i$ を採用した場合の当該部位の応力に対して行う。建屋の評価手順を図-4 に示す。



添付資料-21 では、G.L. ±0.0m=T.P. 33.0m (※) とする。
 (※) 2019年8月の実測した測量結果による。

図-1 平面図 (G.L. +0.1) (単位 : m)



キープラン

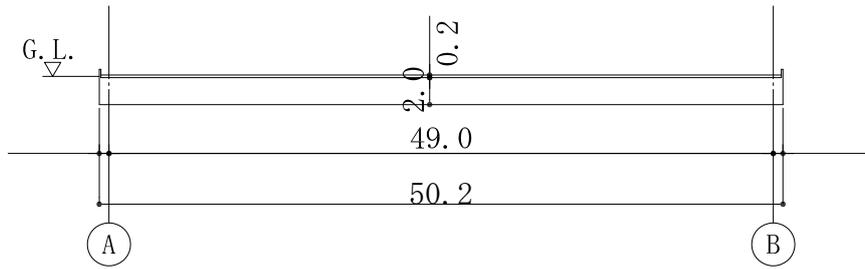


図-2 A-A 断面図 (EW 方向) (単位 : m)

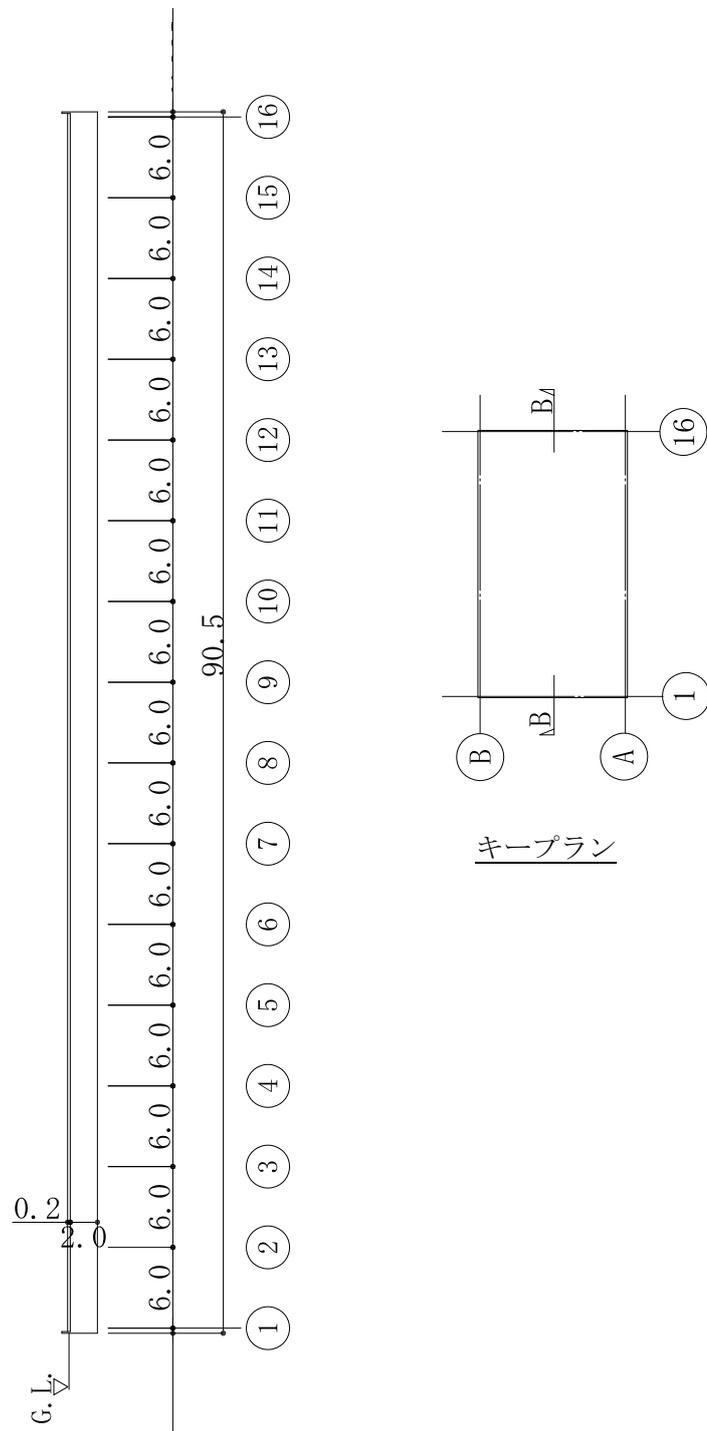


図-3 B-B断面図 (NS 方向) (単位 : m)

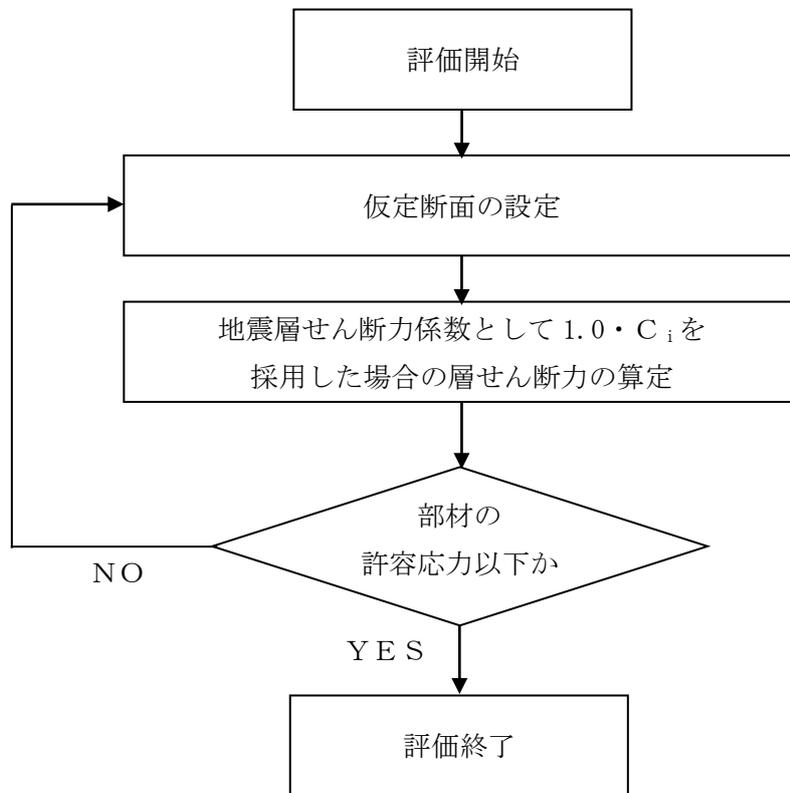


図-4 Cクラス施設としての建屋の耐震安全性評価手順

1.1.2 評価条件

1.1.2.1 使用材料並びに材料の許容応力度及び材料強度

建屋に用いられる材料のうち、コンクリートは普通コンクリートとし、コンクリートの設計基準強度 F_c は 24N/mm^2 とする。鉄筋は SD295, SD345 とする。各使用材料の許容応力度を表-1～表-2 に示す。

表-1 コンクリートの許容応力度* (単位: N/mm^2)

	長 期		短 期	
	圧縮	せん断	圧縮	せん断
$F_c = 24$	8	0.73	16	1.09

※: 日本建築学会「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」による。

表-2 鉄筋の許容応力度* (単位: N/mm^2)

	長 期		短 期	
	引張及び圧縮	せん断補強	引張及び圧縮	せん断補強
SD295	195	195	295	295
SD345	D25 以下	195	345	345
	D29 以上			

※: 日本建築学会「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」による。

1.1.2.2 荷重及び荷重の組合せ

1.1.2.2.1 荷重

設計で考慮する荷重を以下に示す。

1) 鉛直荷重 (VL)

鉛直荷重は、固定荷重、及び積載荷重とする。

2) 積雪荷重 (SNL)

積雪荷重は、建築基準法施行令第 86 条、福島県建築基準法施行規則細則第 19 条に準拠し以下の条件とする。

- ・積雪量：30 cm
- ・単位荷重：20 N/m²/cm

3) 風荷重 (WL)

風荷重は、建築基準法施行令第 87 条、建設省告示第 1454 号に基づく速度圧及び風力係数を用いて算定する。

- ・基準風速：30 m/s
- ・地表面粗度区分：II

暴風時の検討ケースは、内圧を考慮するケース及び内圧を考慮しないケースの 2 ケースとする。風荷重 (WL) の算定結果を表-3 及び表-4 に示す。

表-3 風荷重の算定結果 (NS 方向)

G. L. (m)	階	N→S 方向		S→N 方向	
		内圧考慮	内圧未考慮	内圧考慮	内圧未考慮
18.4 0.1	1	1991	1989	2000	2002

表-4 風荷重の算定結果 (EW 方向)

G. L. (m)	階	W→E 方向		E→W 方向	
		内圧考慮	内圧未考慮	内圧考慮	内圧未考慮
18.4 0.1	1	3338	3338	3338	3338

4) 地震荷重 (SEL)

地震力を算定する際の基準面は、地盤面として、建屋の高さに応じた当該部分に作用する全体の地震力を算定する。水平地震力は下式により算定し、算定結果を表-5に示す。

$$Q_i = n \cdot C_i \cdot W_i$$

$$C_i = Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

ここで、

Q_i : 地上部分の水平地震力 (kN)

n : 施設の重要度分類に応じた係数 ($n=1.0$)

C_i : 地震層せん断力係数

W_i : 当該層以上の重量 (kN)

Z : 地震地域係数 ($Z=1.0$)

R_t : 振動特性係数 ($R_t=1.0$)

A_i : 地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数

C_0 : 標準せん断力係数 ($C_0=0.2$)

表-5 水平地震力の算定結果

G. L. (m)	階	当該層以上の重量 W_i (kN)	地震層せん断力係数 $1.0 \cdot C_i$	設計用地震力 (kN)
18.4 0.1	1	9525	0.2	1905

1.1.2.2.2 荷重の組合せ

荷重の組合せについて表-6 に示す。

表-6 荷重の組合せ

荷重状態	荷重ケース	荷重の組合せ	許容応力度
常時	A	VL [※]	長期
積雪時	B	VL+SNL	短期
地震時	C1	VL+SEL (N→S 方向)	
	C2	VL+SEL (S→N 方向)	
	C3	VL+SEL (W→E 方向)	
	C4	VL+SEL (E→W 方向)	
暴風時 (内圧未考慮)	D1	VL+W _L (N→S 方向)	
	D2	VL+W _L (S→N 方向)	
	D3	VL+W _L (W→E 方向)	
	D4	VL+W _L (E→W 方向)	
暴風時 (内圧考慮)	E1	VL+w _L (N→S 方向)	
	E2	VL+w _L (S→N 方向)	
	E3	VL+w _L (W→E 方向)	
	E4	VL+w _L (E→W 方向)	

※：鉛直荷重 (VL) は、固定荷重 (DL) 及び積載荷重 (LL) を加え合わせたものである。

1.1.3 評価結果

1.1.3.1 基礎スラブの評価結果

必要鉄筋比及び面外せん断力について、検定比が最大となる部位の断面検討結果を表-7及び表-8に示す。

これより、設計鉄筋比は必要鉄筋比を上回り、また短期許容せん断力が面外せん断力を上回ることを確認した。

表-7 軸力及び曲げモーメントに対する検討結果

荷重 ケース	軸力※ (kN/m)	曲げモーメント (kN・m/m)	必要鉄筋比 (%)	設計鉄筋比 (%)	検定比
常時 A	9	2334	0.397	0.855	0.47
地震時 C3	184	5635	0.561	0.855	0.66

※：軸力は、引張を正とする。

表-8 面外せん断力に対する検討結果

荷重 ケース	面外せん断力 (kN/m)	許容せん断力 (kN/m)	検定比
常時 A	715	1085	0.66
地震時 C2	1260	1621	0.78

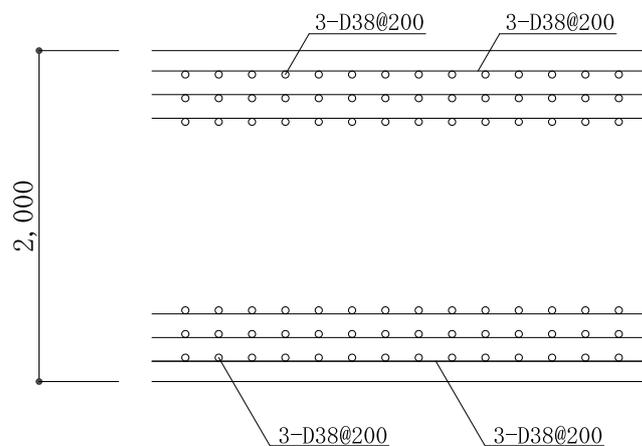


図-5 基礎スラブの配筋図 (単位：mm)

1.1.3.2 改良地盤の評価結果

(1) 設計方針

建屋を支持する改良地盤は、基礎直下の地盤を南北方向に約 92.2m、東西方向に約 52.0m とする。また、改良体厚さは 10 棟 10-A が約 10.4m (G.L. -12.5m の泥岩に支持)、10 棟 10-B が約 12.0m (G.L. -14.1m の泥岩に支持) とする。

検討は「改訂版 建築物のための改良地盤設計及び品質管理指針 日本建築センター」に準拠し、改良地盤の支持力に対して、常時及び地震時の改良地盤に生じる最大接地圧が許容支持力度以下であることを確認する。

(2) 常時における改良地盤の検討

常時における改良地盤に生じる最大応力と許容支持力度の比較を、検定比が最大となる位置について表-9 に示す。

これより、改良地盤に生じる最大応力が許容支持力度以下であることを確認した。

表-9 改良地盤の接地圧と許容支持力度の比較

検討位置	接地圧 (kN/m ²)	許容支持力度 (kN/m ²)	検定比
A-B 通り/8-9 通り間	487	600	0.82

(3) 地震時における改良地盤の検討

地震時における改良地盤に生じる最大応力と許容支持力度の比較を、検定比が最大となる位置について表-10 に示す。

これより、改良地盤に生じる最大応力が許容支持力度以下であることを確認した。

表-10 改良地盤の接地圧と許容支持力度の比較

検討位置	接地圧 (kN/m ²)	許容支持力度 (kN/m ²)	検定比
A-B 通り/8-9 通り間	1044	1200	0.87

2. 固体廃棄物貯蔵庫第10棟(10-C)の構造強度に関する検討結果

2.1. 建屋の耐震性評価

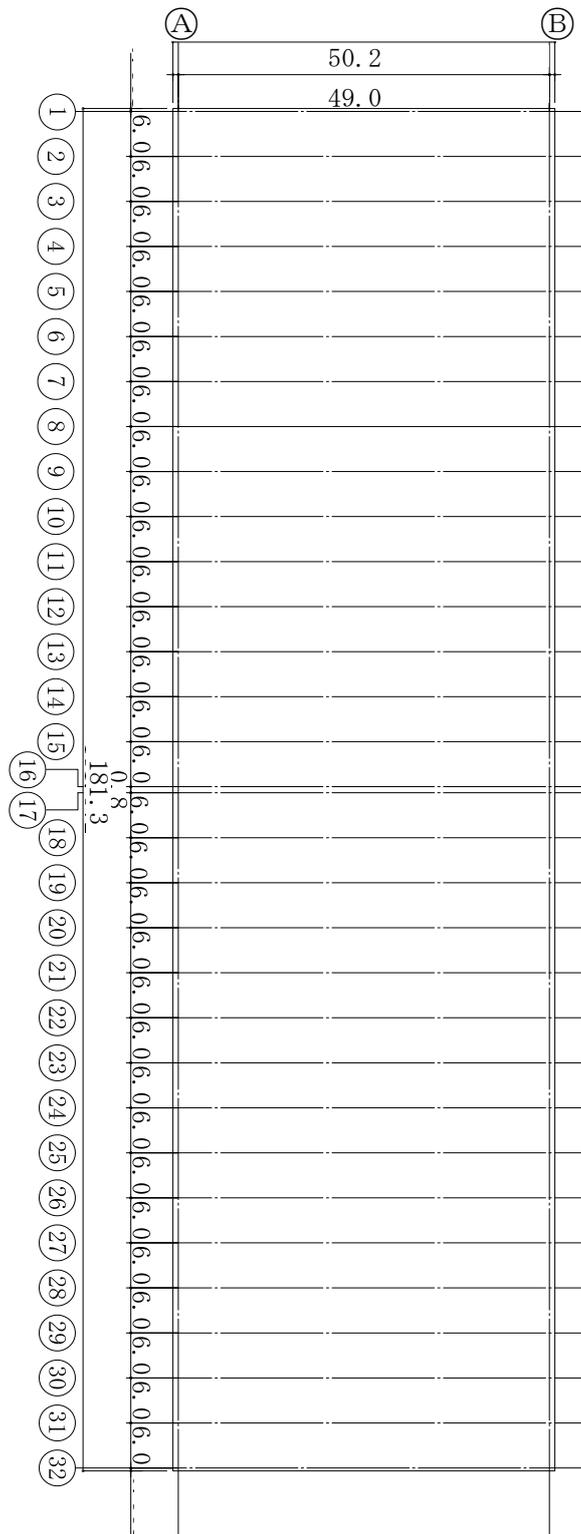
2.1.1 評価方針

建屋は、その安全機能の重要度、地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響(公衆への被ばく影響)や廃炉活動への影響度を考慮した上で、核燃料物質を非密封で扱う燃料加工施設や使用施設等における耐震クラス分類を参考にして適切な耐震設計上の区分を行うとともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計とする。なお、設計は建築基準法に準拠し、積雪荷重及び風荷重についても評価する。

建屋は、鉄骨造の地上1階で、平面が50.2m(EW)×181.3m(NS)であり、地上高さは18.40m(水下鉄骨天端レベル)である。

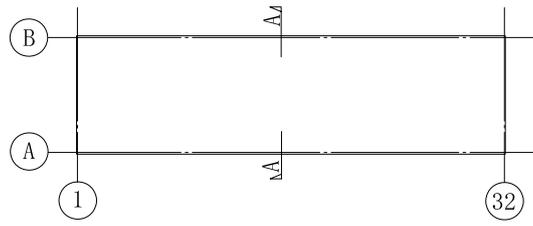
建屋は、基礎梁を設けないべた基礎で、改良地盤を介して設置する。建屋の平面図及び断面図を図-6～図-8に示す。

建屋に加わる地震時の水平力は、大梁、柱及びブレースからなるラーメン構造で負担する。耐震性の評価は、地震層せん断力係数として $1.0 \cdot C_i$ を採用した場合の当該部位の応力に対して行う。建屋の評価手順を図-9に示す。



添付資料-21 では, G. L. ±0.0m=T. P. 33.0m (※) とする。
 (※) 2019年8月の実測した測量結果による。

図-6 平面図 (G. L. +0.1) (単位 : m)



キープラン

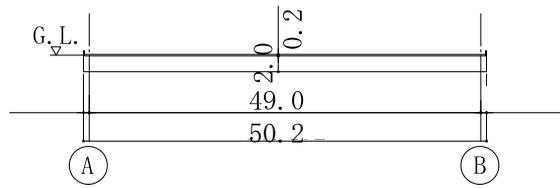


図-7 A-A 断面図 (EW 方向) (単位 : m)

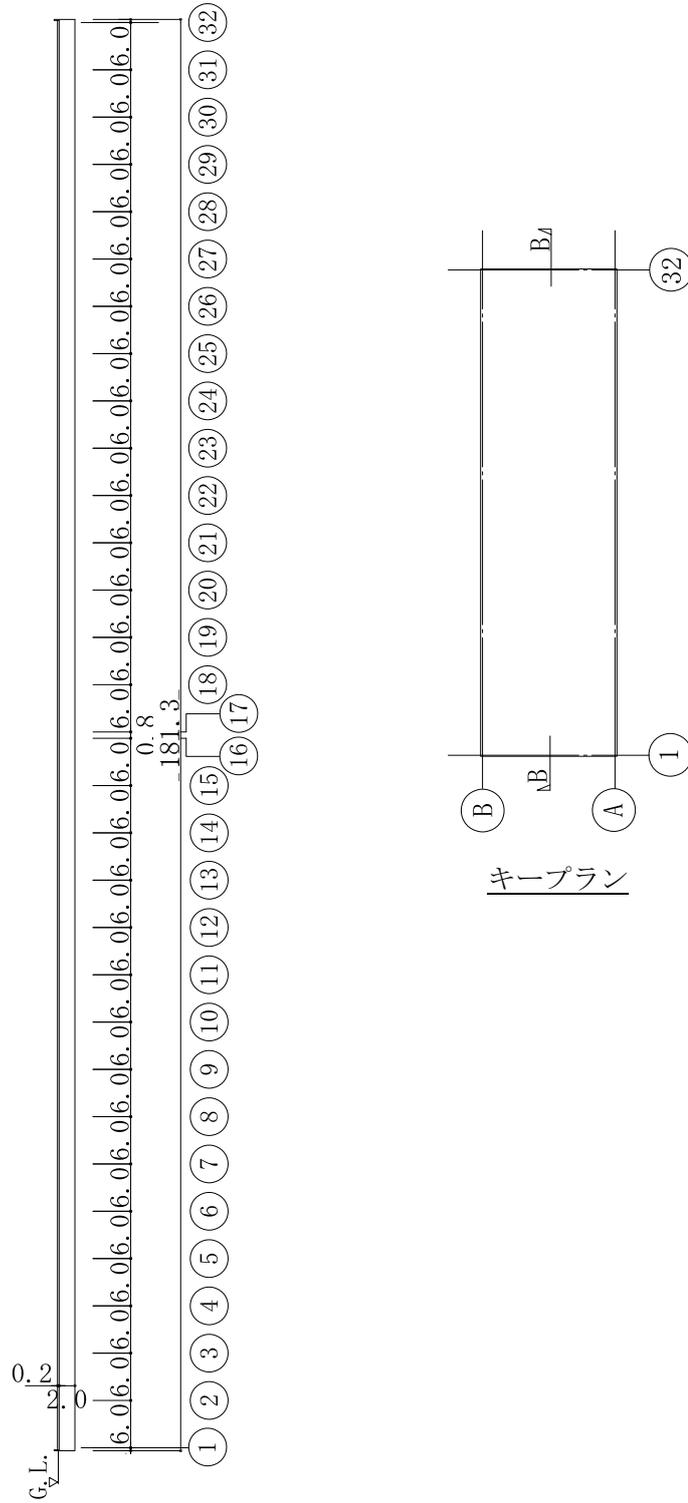


図-8 B-B断面図 (NS 方向) (単位 : m)

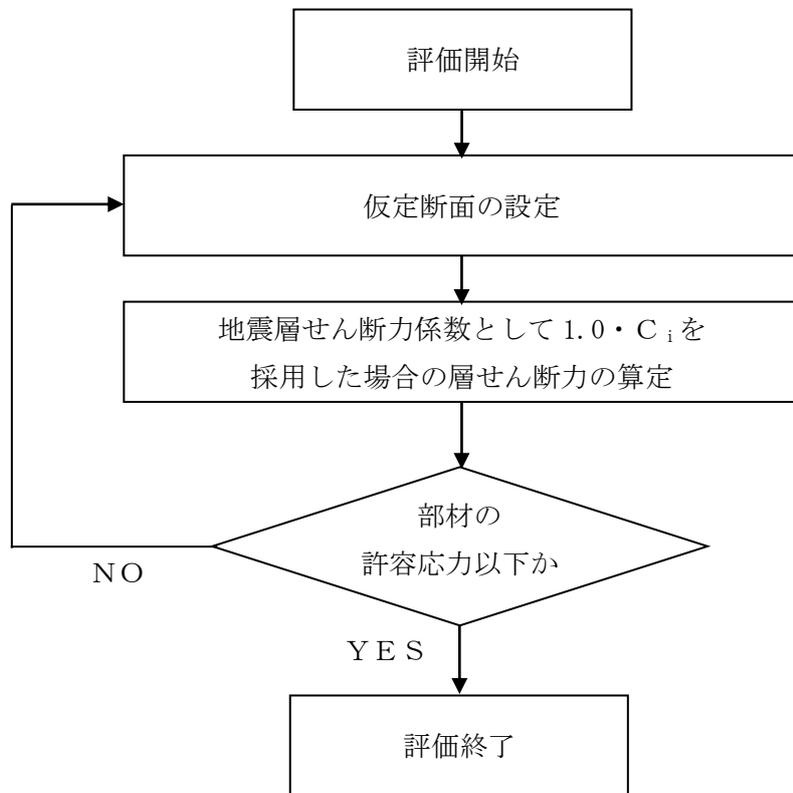


図-9 Cクラス施設としての建屋の耐震安全性評価手順

2.1.2 評価条件

2.1.2.1 使用材料並びに材料の許容応力度及び材料強度

建屋に用いられる材料のうち、コンクリートは普通コンクリートとし、コンクリートの設計基準強度 F_c は 24N/mm^2 とする。鉄筋は SD295, SD345 とする。各使用材料の許容応力度を表-11～表-12 に示す。

表-11 コンクリートの許容応力度※ (単位： N/mm^2)

	長 期		短 期	
	圧縮	せん断	圧縮	せん断
$F_c = 24$	8	0.73	16	1.09

※：日本建築学会「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」による。

表-12 鉄筋の許容応力度※ (単位： N/mm^2)

		長 期		短 期	
		引張及び圧縮	せん断補強	引張及び圧縮	せん断補強
SD295		195	195	295	295
SD345	D25 以下	215	195	345	345
	D29 以上	195			

※：日本建築学会「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」による。

2.1.2.2 荷重及び荷重の組合せ

2.1.2.2.1 荷重

設計で考慮する荷重を以下に示す。

1) 鉛直荷重 (VL)

鉛直荷重は、固定荷重、及び積載荷重とする。

2) 積雪荷重 (SNL)

積雪荷重は、建築基準法施行令第 86 条、福島県建築基準法施行規則細則第 19 条に準拠し以下の条件とする。

- ・積雪量：30 cm
- ・単位荷重：20 N/m²/cm

3) 風荷重 (WL)

風荷重は、建築基準法施行令第 87 条、建設省告示第 1454 号に基づく速度圧及び風力係数を用いて算定する。

- ・基準風速：30 m/s
- ・地表面粗度区分：II

暴風時の検討ケースは、内圧を考慮するケース及び内圧を考慮しないケースの 2 ケースとする。風荷重 (WL) の算定結果を表-13 及び表-14 に示す。

表-13 風荷重の算定結果 (NS 方向)

G. L. (m)	階	N→S 方向		S→N 方向	
		内圧考慮	内圧未考慮	内圧考慮	内圧未考慮
18.4 0.1	1	1991	1989	2000	2002

表-14 風荷重の算定結果 (EW 方向)

G. L. (m)	階	W→E 方向		E→W 方向	
		内圧考慮	内圧未考慮	内圧考慮	内圧未考慮
18.4 0.1	1	6676	6676	6676	6676

4) 地震荷重 (SEL)

地震力を算定する際の基準面は、地盤面として、建屋の高さに応じた当該部分に作用する全体の地震力を算定する。水平地震力は下式により算定し、算定結果を表-15に示す。

$$Q_i = n \cdot C_i \cdot W_i$$

$$C_i = Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

ここで、

Q_i : 地上部分の水平地震力 (kN)

n : 施設の重要度分類に応じた係数 ($n=1.0$)

C_i : 地震層せん断力係数

W_i : 当該層以上の重量 (kN)

Z : 地震地域係数 ($Z=1.0$)

R_t : 振動特性係数 ($R_t=1.0$)

A_i : 地震層せん断力係数の高さ方向の分布係数

C_0 : 標準せん断力係数 ($C_0=0.2$)

表-15 水平地震力の算定結果

G. L. (m)	階	当該層以上の重量 W_i (kN)	地震層せん断力係数 $1.0 \cdot C_i$	設計用地震力 (kN)
18.4 0.1	1	16863	0.2	3373

2.1.2.2.2 荷重の組合せ

荷重の組合せについて表-16 に示す。

表-16 荷重の組合せ

荷重状態	荷重ケース	荷重の組合せ	許容応力度
常時	A	VL [※]	長期
積雪時	B	VL+SNL	短期
地震時	C1	VL+SEL (N→S 方向)	
	C2	VL+SEL (S→N 方向)	
	C3	VL+SEL (W→E 方向)	
	C4	VL+SEL (E→W 方向)	
暴風時 (内圧未考慮)	D1	VL+W _L (N→S 方向)	
	D2	VL+W _L (S→N 方向)	
	D3	VL+W _L (W→E 方向)	
	D4	VL+W _L (E→W 方向)	
暴風時 (内圧考慮)	E1	VL+w _L (N→S 方向)	
	E2	VL+w _L (S→N 方向)	
	E3	VL+w _L (W→E 方向)	
	E4	VL+w _L (E→W 方向)	

※：鉛直荷重 (VL) は、固定荷重 (DL) 及び積載荷重 (LL) を加え合わせたものである。

2.1.3 評価結果

2.1.3.1 基礎スラブの評価結果

必要鉄筋比及び面外せん断力について、検定比が最大となる部位の断面検討結果を表-17及び表-18に示す。

これより、設計鉄筋比は必要鉄筋比を上回り、また短期許容せん断力が面外せん断力を上回ることを確認した。

表-17 軸力及び曲げモーメントに対する検討結果

荷重 ケース	軸力※ (kN/m)	曲げモーメント (kN・m/m)	必要鉄筋比 (%)	設計鉄筋比 (%)	検定比
常時 A	9	2591	0.442	0.855	0.52
地震時 C3	202	6266	0.627	0.855	0.74

※：軸力は、引張を正とする。

表-18 面外せん断力に対する検討結果

荷重 ケース	面外せん断力 (kN/m)	許容せん断力 (kN/m)	検定比
常時 A	774	1085	0.72
地震時 C1	1382	1621	0.86

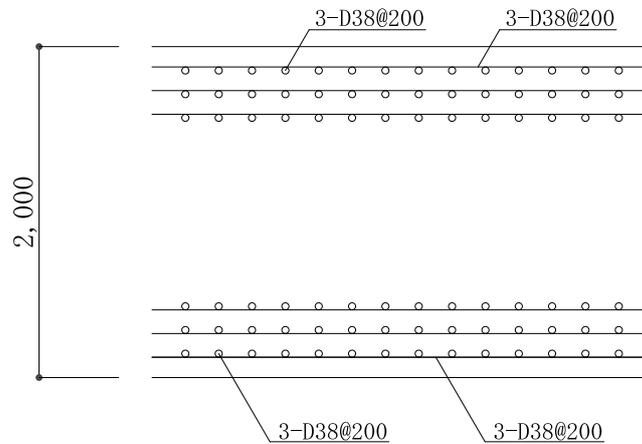


図-10 基礎スラブの配筋図（単位：mm）

2.1.3.2 改良地盤の評価結果

(1) 設計方針

建屋を支持する改良地盤は、基礎直下の地盤を南北方向に約 183.0m、東西方向に約 52.0m、改良体厚さ約 12.0m とし、G.L. -14.1m の泥岩に支持させる。

検討は「改訂版 建築物のための改良地盤設計及び品質管理指針 日本建築センター」に準拠し、改良地盤の支持力に対して、常時及び地震時の改良地盤に生じる最大接地圧が許容支持力度以下であることを確認する。

(2) 常時における改良地盤の検討

常時における改良地盤に生じる最大応力と許容支持力度の比較を、検定比が最大となる位置について表-19 に示す。

これより、改良地盤に生じる最大応力が許容支持力度以下であることを確認した。

表-19 改良地盤の接地圧と許容支持力度の比較

検討位置	接地圧 (kN/m ²)	許容支持力度* (kN/m ²)	検定比
A-B 通り/13-14 通り間	487	600	0.82

(3) 地震時における改良地盤の検討

地震時における改良地盤に生じる最大応力と許容支持力度の比較を、検定比が最大となる位置について表-20 に示す。

これより、改良地盤に生じる最大応力が許容支持力度以下であることを確認した。

表-20 改良地盤の接地圧と許容支持力度の比較

検討位置	接地圧 (kN/m ²)	許容支持力度* (kN/m ²)	検定比
A-B 通り/13-14 通り間	1044	1200	0.87

3. 別紙

(1) 固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の耐震クラスの位置付けについて

固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の耐震クラスの位置付けについて

固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟については、廃炉作業で発生する瓦礫類のうち、比較的線量の低い瓦礫類を保管する施設であることを踏まえ、設備等の機能喪失による公衆への放射線影響の程度により、耐震 C クラスと位置づけられる。

1. 機能喪失による公衆への放射線影響の程度について

固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟について、機能喪失による公衆への放射線影響の程度の線量評価を実施する。

1.1 保管容器の転倒による事故時影響評価

地震時に段積みした保管容器が転倒により破損するとともに、10-A～10-C それぞれの建屋外壁が破損し、放射性物質を含む粉じんが建屋内に飛散したと仮定した場合における敷地境界への影響は、 $50 \mu\text{Sv}$ /事象という C クラスの基準に対して十分に低く、公衆への放射線影響は殆ど無い。

以上

固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟の安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面

1. 安全避難通路の設置方針

固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟には、定期的な放射線測定、建物及び貯蔵品等の巡視点検のための出入りを行うことから、建築基準法及び関係法令並びに消防法及び関係法令に基づく安全避難通路を設定する。

避難経路は、建築基準法及び関係法令に基づき、安全な歩行距離を遵守する。また、消防法及び関係法令に基づき、火災時や電源喪失時等にも安全な避難が行えるよう避難方向を示す誘導灯（電池内蔵）及び非常用照明（電池内蔵）を設置し、容易に識別できる安全避難通路を設定する。

安全避難経路を、図－ 1 に示す。

2. 緊急時対応

緊急時の通信設備として、PHS が使用可能であるよう設計している。

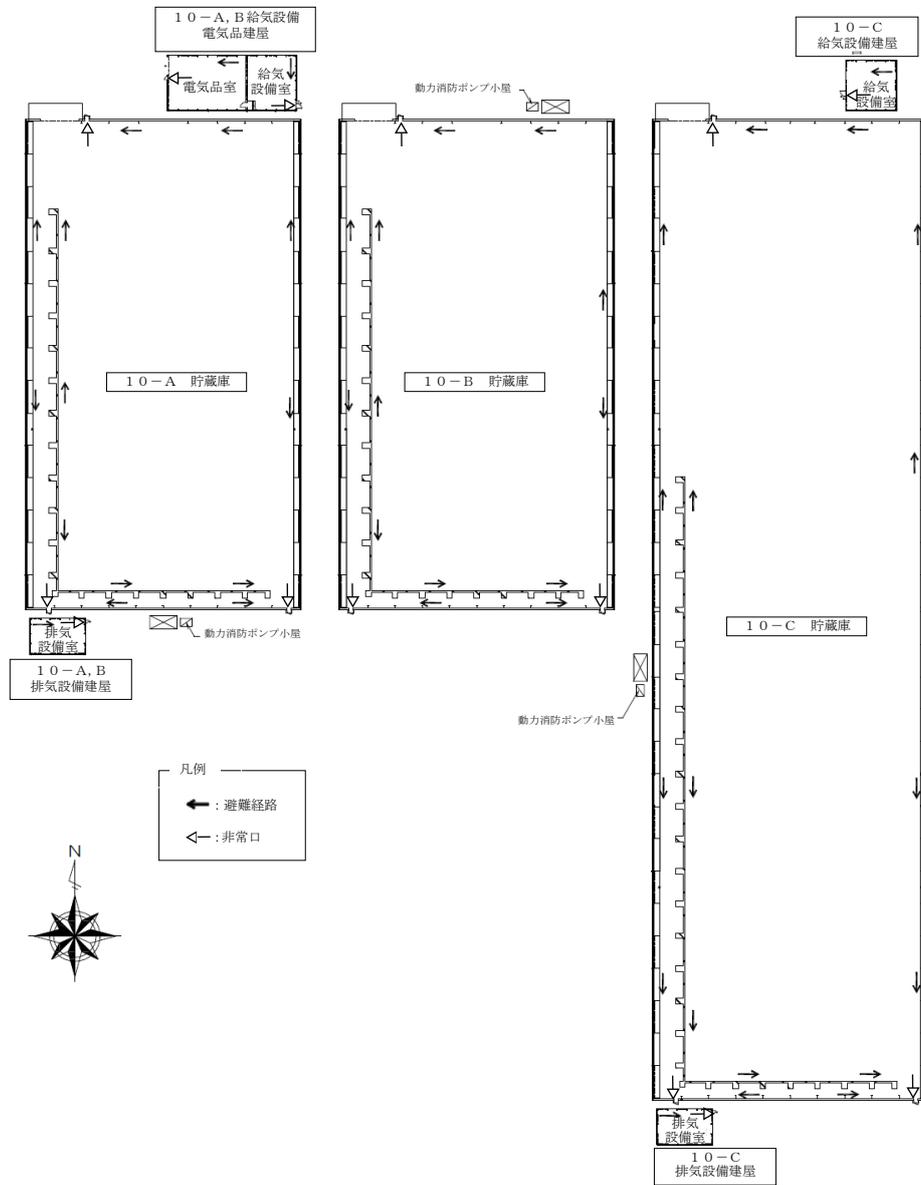


図-1 安全避難通路を明示した図面

固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟の非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面

1. 非常用照明の設置方針

固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟には，定期的な放射線測定，建物及び貯蔵品等の巡視点検のための出入りを行うことから，建築基準法及び関係法令に基づく非常用の照明装置，並びに消防法及び関係法令に基づく誘導灯を設置する。

非常用照明の取付箇所について，図－ 1 に示す。

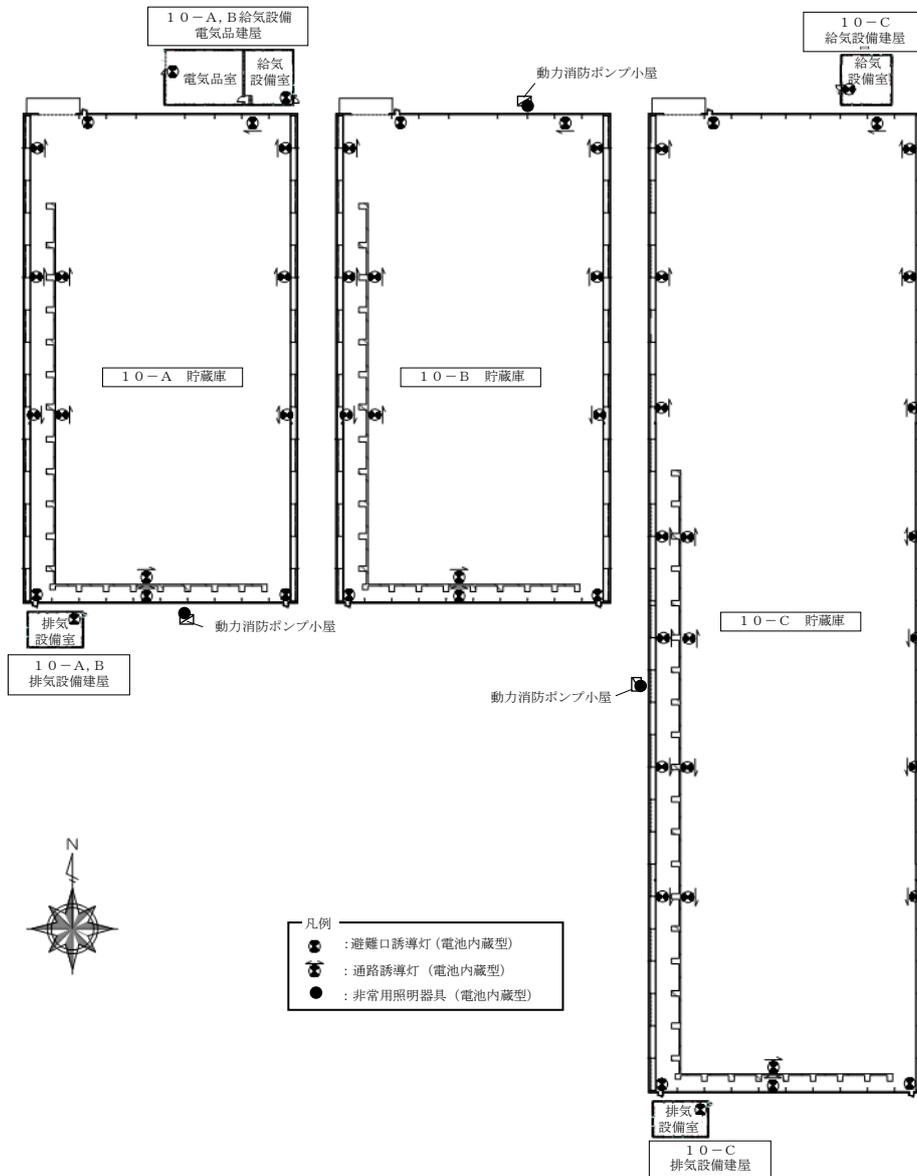


図-1 非常用照明の取付箇所を明示した図面

固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟の火災防護に関する説明書及び消火設備の取付箇所を明示した図面

1. 火災防護に関する基本方針

固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟は、火災により安全性が損なわれることを防止するために、火災の発生防止対策、火災の検知及び消火対策、火災の影響の軽減対策の 3 方策を適切に組み合わせた措置を講じる。

2. 火災の発生防止

2.1 不燃性材料、難燃性材料の使用

固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟の主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。また、間仕切り壁についても、建築基準法及び関係法令に基づき、実用上可能な限り不燃性材料を使用する。

更に、建屋内の機器、配管、ダクト、トレイ、電線路、盤の筐体、及びこれらの支持構造物についても、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、幹線ケーブル及び動力ケーブルは難燃ケーブルを使用する他、消防設備用のケーブルは消防法に基づき、耐火ケーブルや耐熱ケーブルを使用する。

2.2 自然災害による火災発生防止

固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟の建物、系統及び機器は、落雷、地震等の自然現象により火災が生じることがないように防護した設計とし、建築基準法及び関連法令に基づき避雷設備を設置する。

固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟は耐震クラス分類と地震動の適用の考え方に基づき設計を行い、破壊又は倒壊を防ぐことにより、火災発生を防止する設計とする。

3. 火災の検知及び消火

3.1 火災検出設備及び消火設備

火災検出設備及び消火設備は、固体廃棄物貯蔵庫第 1 0 棟の早期消火を行えるよう消防法及び関係法令に基づいた設計とする。

(1) 火災検出設備

放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して感知器の型式を選定する。ただし、貯蔵庫は可燃物を保管しないため、感知器は設置しない。また、火災検出設備は外部電源喪失時に機能を失わないよう電池を内蔵した設計

とする。

(2) 消火設備

消火設備は、動力消防ポンプ設備及び消火器で構成する。

消防法に基づき、動力消防ポンプ設備の消火水槽（容量：20m³）を設置し早期消火が行える設計とする。また、福島第一原子力発電所内の消防水利に消防車を連結することにより、本設備の消火が可能である。

3.2 自然現象に対する消火装置の性能維持

火災検出設備及び消火設備は地震等の自然現象によっても、その性能が著しく阻害されることがないように措置を講じる。消火設備は、消防法及び関係法令に基づいた設計とし、耐震設計は耐震クラス分類と地震動の適用の考え方に基づいた設計とする。

4. 火災の影響の軽減

主要構造部の外壁は、建築基準法及び関係法令に基づき、必要な耐火性能を有する設計とする。

5. 消火設備の取付箇所を明示した図面

消火設備の取付箇所について、図-1に示す。

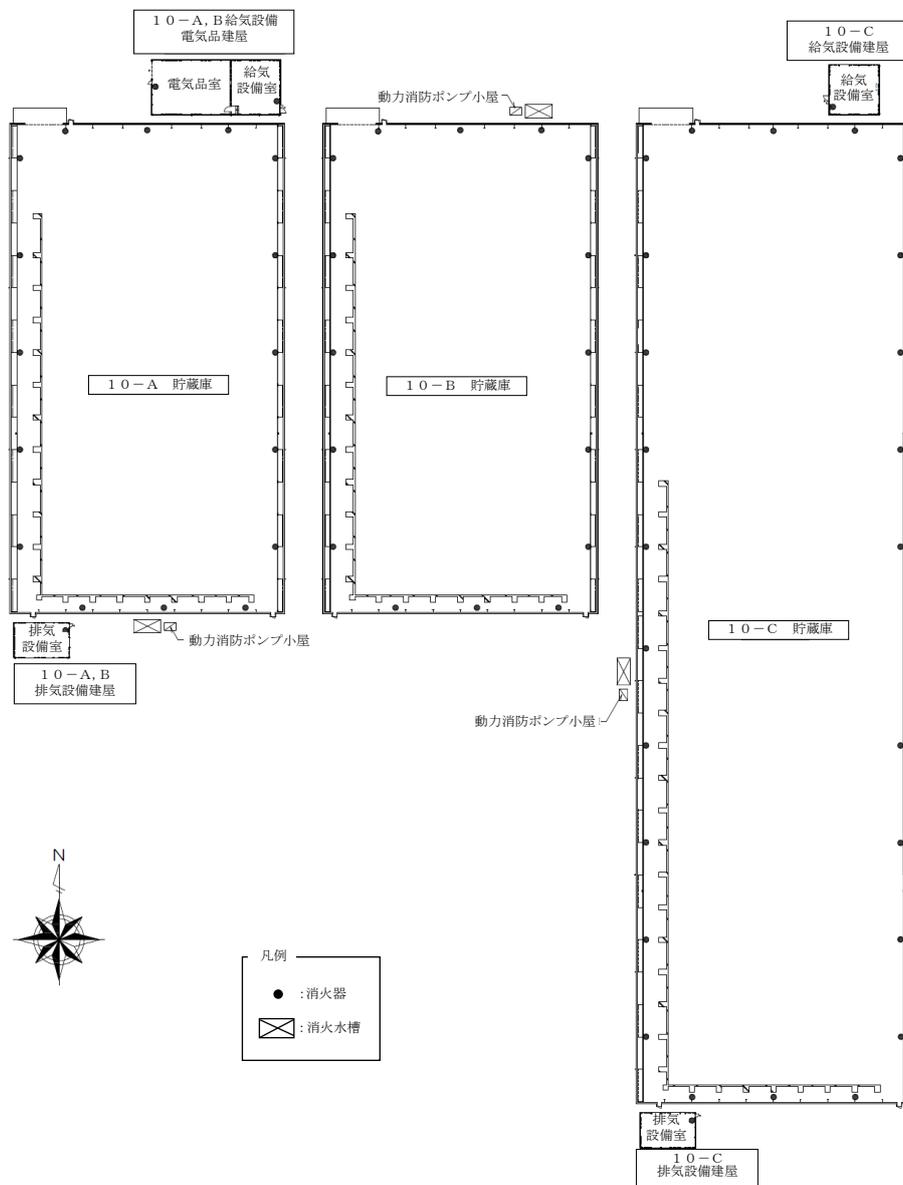
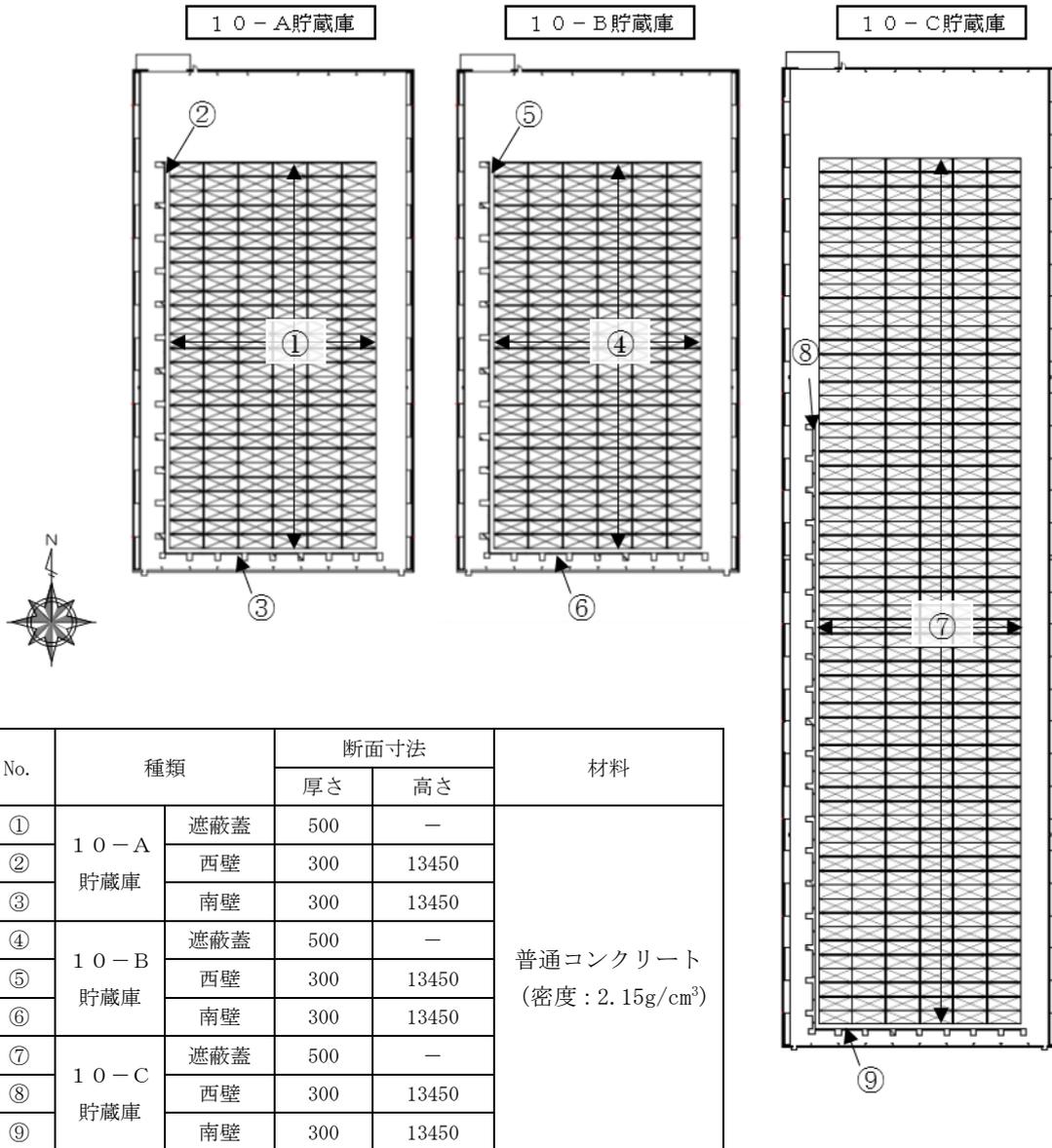


図-1 消火設備の取付箇所を明示した図面



注1: 寸法は,mm を示す。

図－1 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の遮蔽に関する構造図

固体廃棄物貯蔵庫第１０棟に係る確認事項

確認事項

固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の工事に係る主要な確認事項を表－１に示す。

表－１ 固体廃棄物貯蔵庫第１０棟の工事に係る確認事項

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
遮蔽機能	外観確認	目視により外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	材料確認	コンクリートの乾燥単位容積質量を確認する。	コンクリートの乾燥単位容積質量が、実施計画に記載されている通りであること。
	寸法確認	遮蔽部材の断面寸法を確認する。	遮蔽部材の断面寸法が、実施計画に記載されている寸法以上であること。
構造強度	材料確認	構造体コンクリートの圧縮強度を確認する。	構造体コンクリート強度が、実施計画に記載されている設計基準強度に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。
		鉄筋の材質、強度、化学成分を確認する。	JIS G 3112に適合すること。
	寸法確認	構造体コンクリート部材の断面寸法を確認する。	構造体コンクリート部材の断面寸法が、実施計画に記載されている寸法に対して、JASS 5Nの基準を満足すること。
	据付確認	鉄筋の径、間隔を確認する。	鉄筋の径が、実施計画に記載されている通りであること。鉄筋の間隔が実施計画に記載しているピッチにほぼ均等に分布していること。
貯蔵能力	寸法確認	貯蔵室の寸法を確認する。	貯蔵室の寸法（図１～図２）に対して、JASS 5Nをもとに設定した基準を満足すること。

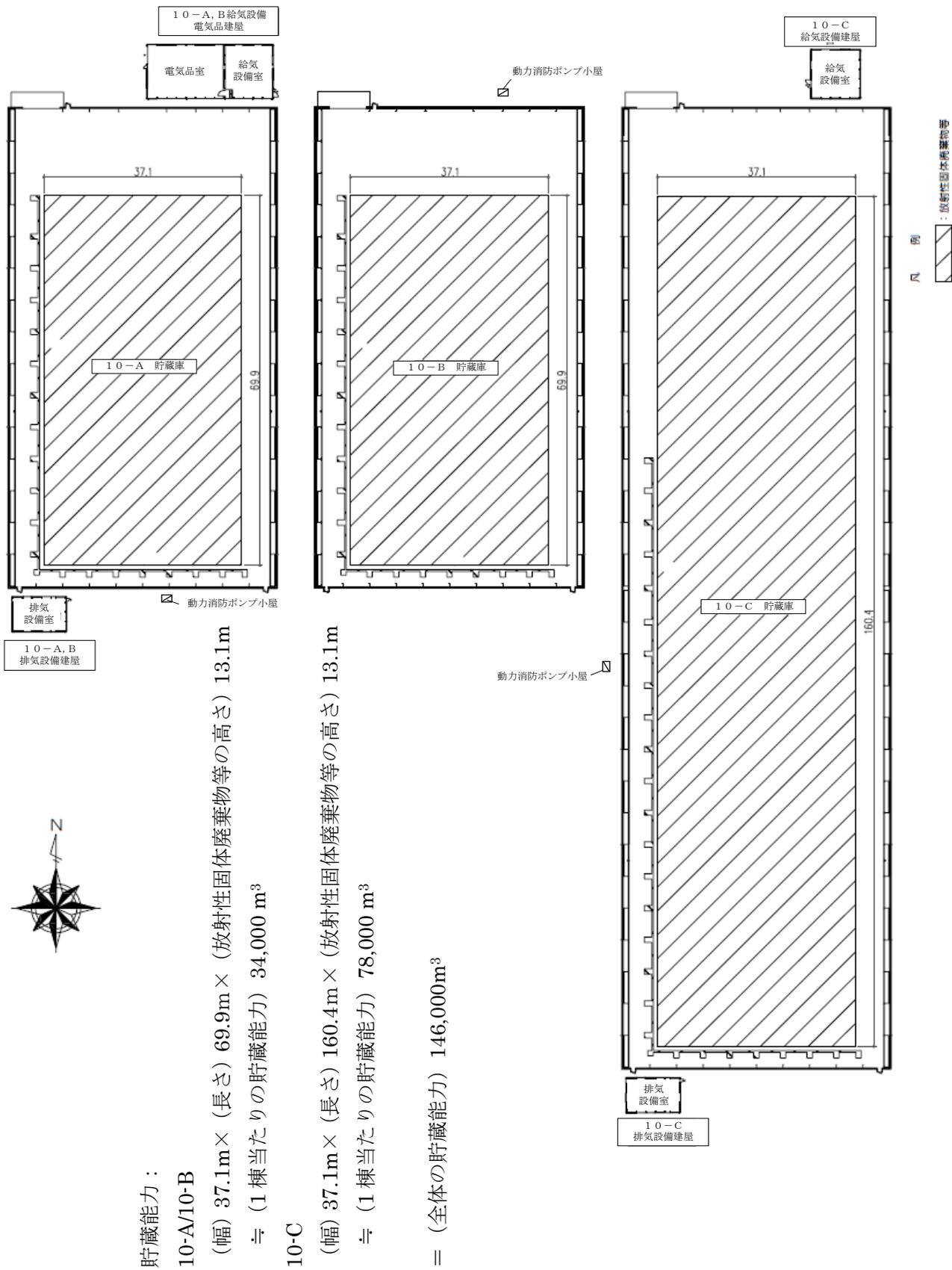
固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設備の工事に係る確認事項を表-2～表-3に示す。

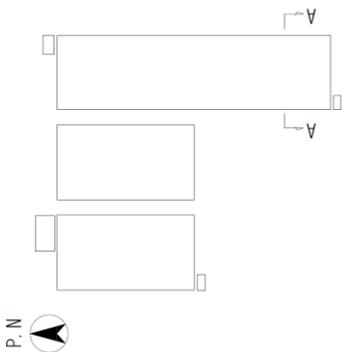
表-2 確認事項（送風機，排風機）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度 ・耐震性	外観確認	各部の外観を確認する。	外観上，有意な傷・へこみ・変形がないこと。
	据付確認	機器の据付状態について確認する。	実施計画に記載されている台数が施工・据付されていること。
性能	運転性能 確認	送風機，排風機の運転確認を行う。	実施計画に記載されている容量を満足すること。また，異音，異臭，振動の異常がないこと。

表-3 確認事項（排気フィルタユニット）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度 ・耐震性	外観確認	各部の外観を確認する。	外観上，有意な傷・へこみ・変形がないこと。
	据付確認	機器の据付状態について確認する。	実施計画に記載されている台数が施工・据付されていること。
性能	運転性能 確認	運転状態にてフィルタユニットの容量を確認する。また，異音，異臭，振動の異常がないことを確認する。	実施計画に記載されている容量を満足すること。また，異音，異臭，振動の異常がないこと。





キーププラン

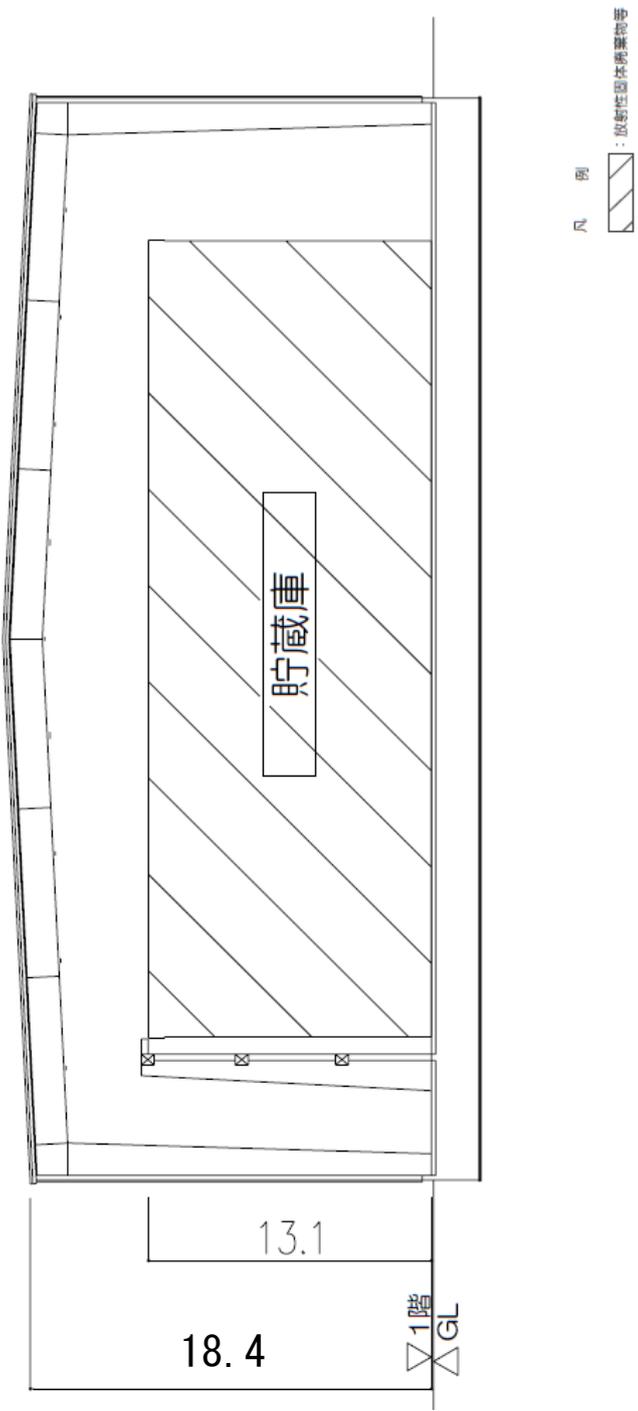


図-2 固体廃棄物貯蔵庫第10棟 断面図 (単位: m)